

一般建築物石綿含有建材調査者試験問題 A

1 章

問題 1. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿含有の調査は、建築物に使用される石綿による健康障害を防止するだけでなく、企業が適切な会計処理を行うためにも、使用実態の正確な調査は重要である。
- ②石綿含有の調査は、設計図書や管理者からの情報、現地調査からの情報、分析調査からの情報等を総合的に判断する。
- ③石綿は耐火性、断熱性、保温性等数多くのメリットを総合的に有していることから、長い期間、多岐にわたって利活用され、その大半は建築物に使用された。
- ④石綿除去工事の工事計画は、14 日前までに労働局に届け出なければならない。

問題 2. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①1956 年（昭和 31 年）から、国内で吹付け石綿が販売されていた。
- ②1975 年（昭和 50 年）、石綿を重量で 10%を超えて含有する吹付作業が禁止された。
- ③1995 年（平成 7 年）、石綿を重量で 1%を超えて含有する吹付作業が禁止された。
- ④2004 年（平成 16 年）、石綿を重量で 1%を超えて含有する製品の製造が禁止された。

問題 3. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①2005 年（平成 17 年）、石綿の吹付け作業が全面禁止になった。
- ②2006 年（平成 18 年）、石綿を重量で 0.5%を超えて含有する製品の製造が禁止された。
- ③2012 年（平成 24 年）、石綿製品が全面禁止された。
- ④現在私たちの生活環境には、まだ相当な量の石綿含有建材などが存在している。使用開始後かなりの年数を経ているものも多く、劣化による飛散、ばく露などの危険性が指摘されている。

問題 4. 行政機関に対する石綿関係工事計画の事前調査結果の報告内容について、誤っているものはどれか？

- ①令和 4 年 4 月以降は、電子システムにより報告が義務付けされる。
- ②解体工事部分の床面積の合計が 100 m²以上の建築物の解体工事が対象。
- ③材料費を含めた工事全体の請負金額が 100 万円以上の建築物の改修工事が対象。
- ④請負金額が 100 万円以上の工作物の解体・改修工事が対象。

問題 5. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①「アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト」の 6 種類の鉱物を、アスベストと総称している。
- ②石綿は蛇紋石族と角閃石族に大別される。蛇紋石族はクリソタイル 1 種類であり、これまで世界中で使われた石綿の 9 割以上がこのクリソタイルである。
- ③アモサイト（茶石綿）・クロシドライト（青石綿）は吹付け石綿として使用された。
- ④レベル 3 と呼ばれる石綿含有吹付け材は、発じん性が著しく高い。

問題 6. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿を吸入して生じる疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患がある。それらを総称して石綿関連呼吸器疾患と呼んでいる。
- ②石綿ばく露から中皮腫発症までの潜伏期間は平均 20 年である。
- ③ばく露を受ける年齢が若いほど、発症リスクは高くなると推測されている。
- ④石綿ばく露なしの非喫煙者に比較して、石綿ばく露ありの喫煙者は、50 倍以上の肺がん死亡率になるので、石綿取扱い者は禁煙することが重要である。

問題 7. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿は、抗張力・耐摩擦性・難燃性・耐熱性・断熱性・防音性・耐薬品性・耐腐食性・電気絶縁性・経済性など優れた性質を兼ね備えている。
- ②石綿繊維の直径は髪の毛の 1/5,000 程度と肉眼では見えない。
- ③肺がんの死亡率は、石綿ばく露（ばく露濃度×ばく露年数）に反比例する。
- ④建物を維持管理する目的の調査においては、建築物の用途ごとの発症度合いを指標化し、発症しやすい用途の建築物から優先して調査や対策を実施することが望ましい。

2 章

問題 1. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①特定建築材料（石綿を飛散させる原因となる建築材料）には、石綿含有成形板・石綿含有仕上塗材は含まれない。
- ②石綿含有成形板であっても、不適切な除去により、石綿が飛散する事例が確認されている。
- ③解体業者には、事前に特定建築材料の有無を調査することが義務付けられている。
- ④2006 年（平成 18 年）9 月 1 日以降に工事着手した建築物の解体・改修の場合は、特定建築材料の有無の目視調査は不要である。

問題 2. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①事前調査は、元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び説明書面の写しを保存する。工事終了日から 1 年間保存する。
- ②石綿含有成形板は、石綿含有けい酸カルシウム板第一種、石綿含有セメント管として、外壁、軒天、設備配管として使われることが多い。
- ③石綿含有仕上げ塗材は、建築物の内外装の表面仕上げに使われる。
- ④建築基準法では、増改築を行う部分の床面積が建築前の床面積の 1/2 を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。

問題 3. 石綿があるにもかかわらず、石綿なしと誤って判定してしまった場合、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①継続的健康被害。
- ②改修解体工事の石綿飛散。
- ③社会的信用の向上。
- ④後日発覚時の追加負担。

問題 4. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、建物の利用者にも影響を及ぼす。そのため、建物の維持管理や改修・解体工事の直接的な関係者を含むすべての利害関係者にとって、これらの対策に関する「リスクコミュニケーション」が重要である。
- ②調査者の職責は、依頼された調査範囲に限定された責務であるが、調査漏れのないよう注意する必要がある。
- ③判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならないが、推測による結論も可能である。
- ④調査者は、建築物の所有者や占有者など個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の秘密保持義務がある。

問題 5. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①建築物の調査は、中立性をもって実施しなければならない。意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならない。
- ②一人の調査者による不適切な調査が、調査者全体の社会的信用を失墜させてしまうこともある。
- ③事前調査は、石綿含有無しの証明を行うか、証明できない場合には分析調査を行うか、石綿含有とみなす。
- ④事前調査の流れは、1 現地調査、2 書面調査の順となる。

問題 6. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①事前調査の基本は、「現場」「現物」「現実」の 3 現主義の徹底である。
- ②現地調査せずに書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ③書面調査と現地調査で差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ④現地調査の事前準備として、図面等が無くてもヒアリング情報から推測する。

問題 7. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①一戸建て住宅や木造住宅（約 3300 万棟）は、飛散性の高い吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウールの使用は少ないと見られ、優先的調査対象から除外される。
- ②鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建物約 280 万棟を優先的な石綿調査対象とする。
- ③石綿含有製品は約 300 種類と言われている。
- ④木材と一体となった石膏ボードは、あらかじめ石膏ボードを取り外す必要がある。

3 章

問題 1. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①調査対象建築物がどのような建物で、どのようなところに石綿含有建材が使われているかを、竣工図面等の書面で調査を行う。
- ②実際の建築物には建築基準法で定める仕様より高い性能を求められ、石綿含有建材が使用されているケースもある。以下の 2 点に留意する。建築基準法の防火規制に着目する方法と、断熱や結露防止、吸音など設計者の設計思想や各建築部位に求められる性能に着目する方法である。
- ③建築基準法の防火規制に基づき、耐火構造や不燃材料などが求められる部分に、石綿含有建材が使われることがあった。このような部分の建材を調べることで、石綿含有建材が使用されているかどうかを効率的に調べることができる。

- ④防火地域・準防火地域などの建物には、延焼の恐れのある部分に石綿含有建材が使用されてきた。延焼の恐れのある部分とは、隣地境界線又は道路の中心線より、1階で5m以内、2階で3m以内の距離にある部分となる。

問題 2. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①鉄骨造（S造）は、主要構造部に形鋼や鋼板等を用いた構造で、粘り強いため、高層建築や大型建築物に適している。しかし火災が発生すると熱により簡単に強度を失う大きな欠点がある。この欠点を補うため、S造の梁や柱に耐火被覆を施し安全に使えるようにしている。
- ②鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の耐火皮膜として石綿は使用されている。
- ③面積区画、竪穴区画、異種用途区画などの防火区画の形成部分にも、耐火被覆として石綿含有建材が使用されている可能性がある。
- ④カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）の隙間に石綿含有建材が使用されている可能性がある。

問題 3. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①建築基準法上、火を使用する設備・器具を用いる場合等、壁・天井など「内装制限」を受ける場所には、石綿を使用した不燃材料、準不燃材料、難燃材料が使用された。
- ②防火地域の建物では、延焼防止の目的で、外装に押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種等のレベル1の石綿含有建材が多用されている。
- ③石綿輸入量の93%は、レベル3と呼ばれる石綿含有建材の原料として使用されている。
- ④設計者の設計思想や要求性能により、主に吸音、断熱、保温、調湿等の目的で、石綿含有建材が使用されている可能性がある。

問題 4. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①学校であれば教室、講堂、廊下の天井や階段裏などに吸音目的の吹き付け石綿が使用されていることが多い。
- ②断熱目的として石綿含有建材が使用されている可能性がある。断熱材の使用は、最上階の天井裏、ピロティの天井裏、外気に面する特に北側の壁の裏などは注意が必要である。
- ③詳細図、特に断面詳細図にはレベル1、レベル2の石綿含有建材の有無が記載されている可能性が高いので、注意深く確認する必要がある。
- ④現地調査の後に改修履歴や設備変更履歴を把握することも必要なので、建築所有者や管理者から情報を得ることも重要である。

問題 5. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって分類されるが、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①吹き付け石綿
- ②石綿含有吹き付けグラスウール（乾式・半乾式・湿式）
- ③石綿含有吹き付けひる石（バーミキュライト）
- ④石綿含有吹き付けパーライト

問題 6. レベル 2 の石綿含有建材について、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①レベル 2 の石綿含有建材には、耐火被覆板、遮音材、断熱材がある。
- ②耐火被覆板には、石綿含有耐火被覆板とけい酸カルシウム板第 2 種があり、S 造の梁、柱などの耐火被覆用の板材として多用された。
- ③保温材には、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材などがある。
- ④断熱材には、煙突用石綿断熱材、屋根用折板石綿断熱材がある。

問題 7. レベル 3 の石綿含有建材について、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①レベル 3 の石綿含有建材は、レベル 1・レベル 2 に該当しないすべての石綿含有建材である。成形板以外にも石綿入り混和剤、添加剤などで使用されており、書面調査、現地調査などで特定することは容易である。
- ②石綿則第 3 条において、石綿等が吹付けられていないことが明らかで、石綿が使用されていると見なして対策を講ずる場合、分析調査の必要がないとする「みなし石綿含有」として対処することが実務で実施されている。
- ③内装材（壁・天井）や床材は、ビニル床タイルは昭和 62 年（1987 年）まで石綿含有建材が製造されている。在庫期間を考慮して、およそ 2 年後の平成元年（1989 年）までを石綿含有と見なすとよい。
- ④石綿を含有する可能性のある建材については、平成 18 年（2006 年）9 月以前の情報（裏面情報）をもって石綿なしと判断しないよう通知で示されている。

問題 8. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①事前調査において石綿なしと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を特定できない場合は石綿含有と見なすか、分析により確認する。
- ②成形板に「a マーク」表示がある場合、石綿あり。表示が無い場合は、石綿無しと言える。
- ③ J I S 認定品には、製造会社（略号）、製造工場（略号）等の表示が規定されているものがあり、この表示から石綿有無の判定ができる場合がある。
- ④「無石綿」・「無石綿製品」と表示があっても、製造当時の基準であり、0.1%重量%基準では石綿無しとは言えない。

問題 9. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石膏ボードの厚みで、9.5 mm・12.5 mmと表記されていると、石綿含有建材である。
- ②「石綿含有ビニル床タイル」は P タイルと称されることがあり、事務所・病院などの床に使用されている。
- ③石綿含有建築用仕上塗材は、内外装の表面仕上げ材に使用される塗装または左官材料である。建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となる。
- ④書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから、これを省略すべきでない。

問題 10. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①「標準仕様書」には、使用建材のメーカーリストが記載されていることもあり、貴重な情報を得ることができる。
- ②「外部仕上表」では、ひさし・バルコニーの下端などに石綿板の仕様が確認できることがある。
- ③「内部仕上表」では、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できるものもある。
- ④備考欄や記事などにも石綿関連事項が記載されていることもあり、床材、巾木、天井材、壁材など入念な図面チェックが必要である。

4 章

問題 1. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ① 解体・改修工事の事前調査では、解体や改修を行う全ての建材が調査の対象である。内装や下地材の内側などの確認のため、建材の取外しまでは行わない。
- ②些細な情報でも今後の調査対象となる場合がある。可能な限り情報収集に努めることが重要である。
- ③調査に必要な保護具をチェックする。保護具は防護服、保護帽、防じんマスク、保護メガネ、保護手袋、安全帯等。
- ④防じんマスクは、試料採取時に石綿が飛散する恐れがあるので、半面形面体を持つ取替え式防じんマスク(RS3 又は RL3)と同等以上の性能を有する呼吸用保護具を用いる。

問題 2. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①建物外観を観察することで、調査にかかる作業の進行の予測、作業時間が想定できるほか、計画段階では把握できていなかった、新たな調査ポイントなどが見えてくる。
- ②書面情報では得られない貴重な情報源となるので、建築物の所有者、管理者、解体・改修工事の施工者、調査対象建物についての情報を有する関係者に、積極的にヒアリングを行う。
- ③現地調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、調査ミスの最大の要因は調査漏れである。疑いの目を持って調査に臨む。
- ④平成 12 年（2000 年）9 月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物を除き、必ず現地調査を行い、現物を確認することが必要である。

問題 3. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①目視調査とは、単に外観を見ることだけでなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査を行うことである。
- ②レベル 3 の建材は、内装制限の他に、吸音、防音、防湿などの目的で使用されたものが多く見られる。また後に手を加えられる可能性の高い仕上げ材に用いられる建材が多いので、建築所有者などから建物遍歴をヒアリングするなど、注意深く現地確認作業を行うことが肝要である。
- ③石綿含有建材の使用箇所を推定する上で、増築・改修履歴を把握することは重要である。
- ④石綿含有建材調査者は半年に 1 回、定期的に医師による健康診断を受けるべきである。事業主はその結果を常時当該業務に従事しなくなった日から 20 年間保存する。

問題 4 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①試料採取に当たって、石綿の飛散が目視で確認できるような場合、HEPA フィルター付き真空掃除機による清掃を事前に行う。
- ②試料採取の際には、飛散防止材で湿潤化する。
- ③補助員、立会人も呼吸用保護具を用いる。
- ④試料採取者は、呼吸用保護具は必須だが、保護メガネまではしなくてもよい。

問題 5 石綿含有の判断要領について、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①レベル 1 の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプルの採取と分析を行う。
- ②石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付けの施工時期をもって石綿が使用されていないという判断を行う。
- ③レベル 3 の形成板等については、裏面等の表示（メーカー名、不燃認定番号、JIS 番号、ロット番号、商品名、製造工場名、a マーク等）を確認し、石綿の有無に関する情報を読み取る。
- ④石綿の含有の有無が不明である場合に、石綿を「みなし」とするか、分析まで行うかについては、法的に制約はなく、事業者が選択することになる。

問題 6. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①同一の建材と考えられるものについては、色を見て、成形板であれば触って、叩いて、外してみる等により、知識と経験を総合して判断する。
- ②分析試料は、代表性と、均一性を考慮する。前者の例として、吹付け材であれば、色違いの部分や複数回吹付けがなされた場合は、それぞれ別の建材と判断する必要がある。後者の例として、吹付け材であれば、吹付け面積を 3 等分し、各区分から 3 個ずつサンプル採取する。
- ③一建築物であって、耐火被覆の吹付け業者が明確な場合、業者ごとの区画を一つの施工範囲として、その施工範囲ごとに 3 箇所以上、1 箇所当たり 10 cm^3 程度の試料をそれぞれ採取し密閉した上で、これらをまとめて密閉して履歴を添える。
- ④一建築物であって、耐火被覆の区画の記録がなく、吹付け業者も不明確な場合、各階を施工範囲とし 3 箇所以上、1 箇所当たり 10 cm^3 程度の試料をそれぞれ採取し密閉した上で、これらをまとめて密閉して履歴を添える。

問題 7. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①写真撮影の基本は、報告書を作成する調査者自身がカメラマンになることが望ましい。
- ②写真は誰が見ても情景が分かるようなものとするのが基本である。アップの写真のみでは、それがどこの部位なのか判別できない。
- ③対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）の両方で押さえておきたい。広角は 2 面（天井＋壁）または 3 面（天井＋壁＋壁）を意識した撮影としたい。
- ④撮影に当たっては、メモ代わりにたくさん撮影しておく。万一のために 1 シーンを 2 枚ずつ同じ位置で連続して撮る。

問題 8 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①劣化の度合いの判断は、建物の維持管理のために重要な要素である。石綿の劣化の度合いは、調査者の熟練した眼力によるところが大きい。

- ②劣化の度合い判定は「劣化」「かなり劣化」「やや劣化」「劣化なし」の4段階となる。
- ③試料を採取する部屋の入口に「関係者以外立入禁止」等の看板を掲示し、開口部を養生する。飛散抑制剤で対象材を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように躯体との界面まで採取する。
- ④1部屋ごとにその部屋についてメモすることは大変だが、1部屋ごとのメモが後の写真の整理や現地調査個票の作成時に効果を発揮する。次の部屋に行く前に必ずメモを残しておきたい。

問題9. RC造およびSRC造の留意点のうち、誤っているものはどれか？

- ①ボイラー室、電気室、発電機室などの部屋には断熱や遮音を目的として、石綿含有吹付け材が多く使われてきた。
- ②空調機械室も石綿含有吹付け材が使用されることが多い。
- ③最上階の天井裏は、結露防止や断熱を目的に何らかの断熱材が施工されていることが多い。点検口からの目視確認や、点検口が無い場合は照明器具のカバーを取外して確認する。
- ④カーテンウォール(CW)の裏側には吹付け材等が施工されていることが多い。CWを躯体側に取付けるファスナー金物にも吹付け材が施工されていることがある。

問題10. S造の留意点のうち、下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①S造の建築物の調査には、RC造の調査対象に加えて、壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要である。しかし、これらの部位は露出していないことが多く、目視調査が難しいケースがある。
- ②工場、倉庫、事務所などで多く使われる折板屋根の裏側にある断熱材は必ず確認する。
- ③解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識から類推して、調査範囲を絞り込む必要がある。
- ④機械式立体駐車場の柱、梁、筋交い(ブレース)、胴縁などへの耐火被覆は必ず調査するポイントである。

5章

問題1. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①調査者は書面調査、現地調査、分析に基づき建築物石綿含有建材調査報告書を作成する。
- ②記入漏れと区別するため、不明及び該当項目がない場合は「不明」「—」と記載し、空欄としない。
- ③調査者記入欄において、所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントは確実に記入しておく。
- ④過去に実施した調査報告書がある場合、その報告書表紙をコピー添付する。

問題2. 調査報告書の主要部分である「現地調査総括票」と「現地調査個票・写真集」の作成要領は、以下の3要素が求められる。下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする。
- ②石綿を含有しないと判断した建材には判断根拠を明確にする。
- ③石綿含有建材調査に要する費用を明確にする。
- ④調査の責任分担を明確にする(判断した者の明確化)。

問題 3. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①石綿の処理歴がある場合には、除去・封じ込め・囲込みの区別を明確にする。
- ②試料採取不可能な箇所・調査できなかった理由は、調査報告書に詳細を記す。
- ③石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらずその結果を記録する。
- ④調査結果には写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるように記録する。調査終了日から1年間、調査記録を保存しなければならない。

問題 4. 下記のうち、誤っているものはどれか

- ①調査できなかった部屋は記載しない。
- ②今回調査したが試料採取ができなかった箇所は、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示、その理由も記載する。これは調査による瑕疵責任発生防止、立入りが可能になった段階での追跡調査の必要性を引き継ぐ観点から、重要である。
- ③維持・管理のための調査において石綿が検出された場合には「調査者からの今後の維持・管理のためのアドバイス」の各欄に、劣化の判断や部屋の使用頻度、未成年者や不特定多数の人が使用するかを総合的に判断して記入する。
- ④各部屋の現地調査個票には、ページ・階・室名・部位・材料・厚さ・劣化度・備考・目視か採取か・メモ・自由記入欄を記入する。

問題 5. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①調査者は、建築物所有者への報告に当たっては、石綿による健康障害のリスクに関して、公正中立の立場から、求めに応じて丁寧に説明することが重要である。
- ②調査結果によっては建築物所有者等に石綿則や大気汚染防止法に基づく届出等の義務が生じることもある。調査者は必要な内容を報告する義務がある。
- ③建築物の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有しているので、事業者と同様に調査を終了した日から1年間、調査記録を保存することが望ましい。
- ④建築物の所有者は、建築物の解体・改修を行う場合、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。

問題 6. 下記のうち、誤っているものはどれか？

- ①各部屋の現地調査個票には、部屋の位置が特定できるように、隣接する部屋や廊下などを含めた範囲をスケッチするよう心掛ける。間取り図がある場合は貼り付けて説明を記入する。
- ②試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。現地調査個票は調査した部屋の順番に作成する。
- ③分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を受領したら、早い段階でチェックする。少しでも疑義がある場合には分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ④調査報告書には、調査者の資格・登録番号・連絡先などをまとめた「業務経歴書」は、宣伝と判断される恐れがあり、付してはならない。